

埼玉県比企郡滑川町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会活性化への取り組み

ア 一問一答方式の導入

議会改革の一環として滑川町議会では従来の一括質問、一括答弁から論点の明確化と活発な論戦を期待すべく、一般質問及び議案質疑について一問一答方式を平成17年第143回議会定例会より導入し、今日まで実施されている。また、議員側の質問を答弁する執行部側に向けて行う対面方式にも同時に改め、質問と答弁のキャッチボールをスムーズに実施している。制限時間については、一般質問は答弁を含め50分間とし、議案質疑は同じく20分間としていたが、その後の見直しにより議案質疑については30分間に延長された。

イ 決算審査特別委員会による決算の認定

決算審査を行うに当たり、9月定例会ごとに会期中の認定に付すべく、決算審査特別委員会を設置し、常任委員会所管ごとの決算審査を行っている。特別委員会には課局長の他、事務担当職員も出席し、より詳細な質疑を行い、事務事業についての必要性、妥当性、達成度や費用対効果を検証し、議会が審査することで、その結果を今後の行政の点検・改善につなげるようにしている。

ウ 議決事件の追加

町の将来を方向づける町政の重要な計画の決定、変更廃止に関わる項目について地方自治法第96条2項に基づく議会の議決すべき事件を定める条例が改正され、町の基本構想の策定、改廃に関することが追加された。

エ 議会基本条例の制定

地方分権・地方創生の社会への転換と、住民の声を十分に聞き、二元代表制としての議会の役割を果たす重要性が増していたことから、数年来議会基本条例制定の機運が高まっていた。

住民の声を拾う場としての議会報告会実施をすること、議員としての責務、議会のあり方を再確認するために、議長から議会改革の実施を議会運営委員会に諮問し、委員会での討議を重ね、平成28年第201回議会定例会に議員提出議案として上程し可決した。平成28年4月から施行されている。

2 住民に開かれた議会

ア ホームページによる会議録及び議長交際費の公開

議事と討論の内容を明らかにするため、会議録の調整後は町議会部分のホームページに本会議の会議録及び決算審査特別委員会、及び予算審査特別委員会の会議録を掲載し、情報公開に努めている。

冊子の会議録については、町本庁舎の一階、町立図書館及び公民館に常備し閲覧に供している。議長交際費の掲載も3ヶ月ごとに更新の上公開し、支出の透明性を高めるように配慮している。

イ 議会だよりの編集と発行

年に4回議会だよりを発行し、議員自ら原稿作成と構成を行い、町民にわ

かりやすい誌面を作成し、説明できるように努めている。また、町内の全世帯配布も行っている。

ウ 子ども議会の開催

次代を担う小・中学校の児童生徒に、議会制民主主義の理解と、議会への関心を深めてもらうことを目的とした「子ども議会」を平成26年7月に実施した。小学6年及び中学1年の合計26名の子ども議員による教育、福祉、環境、平和、健康づくりに関することなど、暮らしよい滑川町の提言や、行政への要望などが質問され、啓発の一環となった。